



アジア太平洋文化への招待

いまなぜ文化の多様性が

川田 順造 人類学者・神奈川大学日本常民文化研究所客員研究員



文化表現の 多様性条約の採択

昨2005年10月20日、パリのユネスコ本部で開かれた第33回総会で、「文化表現の多様性の保護及び促進に関する条約」(Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions)が、148か国の賛成で採択されました。反対したのはアメリカとイスラエル2か国、オーストラリア、リベリアなど4か国が棄権しました。提案国は、フランス、ドイツをはじめとするEU諸国、カナダ、フランス語圏諸国で、イスラム諸国、中国、日本、そして去就が注目されたイギリスも賛成票を投じました。30か国の批准で発効するので、アメリカとイスラエルの同意なしに発効することはほぼ確実です。今度の条約は、京都議定書の場合と違って、文化産業の輸出相手国が問題になるので、ライス国務長官が懸念を表明したように、アメリカにとって大きなマイナスの結果をもたらすと思われる。

「文化の多様性」は、ユネスコ創立当初から重視されてきた問題です。その「文化」の中で、いま日本でいうコンテンツ産業、つまり映画、ビデオ、レコード、音楽、書籍その他、コピーライト、著作権が生ずるような、商業化された文化表現の取り扱いが問題となっています。この領域は世界でアメリカが圧倒的に強く、はるかに後から、文化産業輸出国として、日本、イギリス、近年進出してきた中国が続いています。アメリカ国内でも1996年ぐらいから、コンテン

ツ産業、アメリカではコピーライト産業と呼んでいるようですが、これが自動車産業、航空機産業、農産物などを抜いて、輸出部門の第1位になりました。

ハリウッド映画をはじめとするアメリカ製コンテンツ産業の氾濫の中で、アメリカ以外の国が自国の映画その他文化的表現にかかわる産業を十分に発展させられなくなるという危惧から、この条約が構想されました。いわば文化産業におけるアメリカ中心のグローバル化と、文化表現の多様性とのせめぎ合いを、条約という形で調整しようというのです。この条約を構想する中心になったのは、フランス、カナダ、ドイツ、それからアフリカの多くの国を含むフランス語圏の国で、2003年頃からこの問題がユネスコで議論されてきました。日本は、この条約の成立を阻むことがユネスコ復帰の大きな理由だったともいわれるアメリカの立場に理解を示しつつ、非公式の検討グループを作って調整を図りましたが、アメリカとEUの対立という構図の中で諸国の立場は微妙で、イギリスも結局EUの側に立ったわけです。

昨年12月初め、人類学の調査でフランスに行ったとき、私は恩師である、97歳の誕生日を迎えられたばかりの、クロード・レヴィ=ストロース先生をご自宅にお訪ねし、この問題についての先生のご意見をお伺いしました。先生はユネスコ創立60周年記念の特別講演で、11月16日に文化の多様性をめぐって、ユネスコの大講堂を埋めた聴衆が総立ちになって拍手したほどの感銘を与えたお話をなさったところで



パリのレヴィ=ストロース先生宅で
レヴィ=ストロース先生と筆者(2005年12月)

した。

講演の内容をお尋ねしたところ、14~15世紀にゴシック美術がヨーロッパ全体に広がって一様化が進んだが、やがてフランドル派とイタリア派に分かれて、多様性が生まれたという話をされたそうです。私が少し驚いて、「では、先生はモンディアリザシオン(世界化)に対してはオプティミストなのですね」と申し上げたら、「そうではありえないではありませんか」と、かなり諦観しておられる様子でした。一旦は表面的に一様化されても、その中で必ず人間は文化の多様性を作り出して行く、その可能性に希望を繋ぐしかないというご意見です。



旧知の松浦晃一郎ユネスコ事務局長や、20年以來親しくしている西アフリカ、ベナンの駐ユネスコ大使で、言語人類学者でもあるオラビイ・ヤイさんにもお会いしました。ヤイ大使は、今度の条約をまとめる上で大変な努力を払い、この条約に強く反対するアメリカが加わった全体会議でも、議長を務めました。

アメリカは文化産業の全面的な自由化を求めました。文化は政策で縛るものではない、文化の多様性の尊重という点では、アメリカ合衆国ほど模範的な国はないというのです。ある意味では、これは正論かも知れませんが、これは強者の正論であって、現実にはアフリカ諸国など、言語の問題をはじめ、文化の表現手段においても、世界全体では圧倒された弱者が大多数です。

言語が提起する問題

実際、旧フランス植民地国の場合、公用語も、学校教育もフランス語だけです。旧イギリス植民地国では、初等、中等教育では現地語をアルファベット化して使用しているところもありますが、高等教育と公用語は英語です。第一次大戦終了までドイツ領で、その後イギリスに統治された東アフリカのタンザニアでは、独立後は故ニエレレ大統領以来の政策でスワヒリ語を国語にしていますが、隣国ケニアのように英語だけでやっている国とは経済発展の面で差をつけられています。英語やフランス語を使った方が、国家として国際関係でも有利ですし、個人のレベルでも、将来の出世や収入に結びつくわけです。

このインセンティブ、「やる気」の問題は、言語をはじめ無形文化財の継承全般の根幹にかかわる大切な点です。言語で成功している例としては、北欧のサーミ語、いわゆるラップの言語があります。北欧3か国で協定して、サーミ語を官庁などの公用語にしたために習う人が大勢出て



ユネスコの世界遺産 アボメ王国王宮（ベナン）の修復作業の現場でユネスコのアフリカ史専門家として参加。中央白シャツ姿が筆者（2003年）

来て、言語として活力を取り戻したということです。アフリカ諸国の場合、映画産業をはじめ文化表現の面で、アメリカだけでなく旧植民地宗主国にも頭を押さえられているのは確かです。今度の条約には、いわゆる途上国の文化産業発展への援助、協力も盛り込まれていますが、アフリカ諸国では随分質の高い映画が作られているにもかかわらず、配給や広汎な上映という点では恵まれていないのが現実です。

サハラ以南アフリカで初めてノーベル文学賞を受けたナイジェリアのウォーレ・ショインカさんは、主題はアフリカにとっても、作品は全部英語で書くと明言しています。あえて旧支配者の言語を使って表現することによって、世界でより多くの人を読んでもくれるというわけです。アフリカの独立運動の時に、英語とフランス語があったから反植民地運動が地域を越えて連帯できたというパラドックスもあるわけで、言語は、文化の多様性との関係でも、とくに重要な意味をもっています。

文化の多様性と民族主義

今度の文化産業の多様性保護の条約自体は、30か国が批准すれば発効するのですが、発効しても、実際の運用がどうなるか、それをチェックする権限も方法もユネスコにはありません。ですから場合によっては、この条約が国内向けには逆に、少

数民族の文化の多様性を統一してしまう方便に使われないとも限らないという懸念も表明されています。例えば中国やベトナム政府は、少数民族政策で歌や踊りなど、政治色のない文化は尊重していますが、言語政策や政治の面では、国家としての統一を強く指向しています。

行き過ぎたナショナリズムへの危惧もあります。グローバリゼーションや普遍主義に対する文化の多様性、独自性の主張は、民族主義に結びつきやすいだけでなく、ある意味で文化間の摩擦や対立、場合によっては「民族浄化」の考えに進むこともあり、危険な要素を孕んでいます。ヨーロッパでも、フランスの18世紀啓蒙思想以来の普遍主義の潮流、ナポレオン軍によるドイツ占領などの中で抑圧されたドイツ人の、ゲルマン文化の独自性の主張、汎ゲルマン民族主義が勃興してきて、やがてナチスのゲルマン民族至上主義の基盤にもなったのですから。

文化の再定義と「三角測量」

こうした状況の中で、人類の文化の一元化と多様性の問題について、私はもう一度、文化というものの再定義から始めて考えるべきだと思います。

最近、分子人類学で行われている研究では、遺伝子情報を精密に分析できるようになった結果、人種の概念は完全に否定



アジア太平洋文化への招待

されました。19世紀以来、髪や皮膚や目の色、頭の形や体格などによって、人類はヨーロッパの学者によってさまざまに分類されてきたのですが、外に現れた特徴である表現型に注目するのではなく、そうした特徴を発現させる遺伝子型によって調べていくと、地域によって遺伝子の頻度に傾向性は認められても、ここからは黒色人種で、ここからは白色人種だという境界は引くことができないのです。

民族についても、民族というのは一種の「旗印」であって、有境の実体としては存在しない、けれども民族問題はある、と私は考えています。民族というのは、多くは圧迫された人々やマイノリティーが、自己主張をするときの旗印として掲げるもので、血とか神話の祖先の共通性、言語や習俗など、個人が自由に選べないものをリーダーが選びとって、ある範囲の人々を情緒的に結合させます。情緒的な面の重要さが、民族意識の特徴です。民族の古典的な定義としては、言語や宗教、衣食住の仕来りを共有しているという客観的な規準と、「われわれ意識」という主観的な規準が挙げられますが、客観的な規準が全部重なっている集団など存在しません。言語についてみても、例えばドイツ語とオランダ語の方言差をたどっていくと、連続的なのだそうです。けれどもドイツ、オランダという国家が国語を定めて教育すれば、ドイツ語とオランダ語という違った言語ができることとなります。「われわれ意識」も、離合集散、そのときの状況によって変化します。ある地域の住民は、風土や生活の仕来りを共有していることからゆるやかな「共属感覚」を抱いているでしょう。ただそれを、ある状況下でリーダーが「共属意識」に変えることで、いわゆる民族感情としての「われわれ意識」が作られるのです。

文化は、集合的な側面もありますが、最終的には個人が、それも必ずしも一貫性なしに担っているものです。現生人類であるホモ・サピエンスの先祖は、今から20万年

前よりあと、東部アフリカを発って世界中に広がって行き、住み着いた先の自然環境に適応した文化を作ったと思われます。その自然に適応した体と道具との間をつなぐのが、私が長年研究している身体技法、つまり文化によって条件づけられた体の使い方、これが自然としての人間と文化をつなぐものだと思います。文化の中でも、言語や宗教のように集合的な性格の強いものがあります。服装や挨拶のしかたなども、ある範囲の人々に共有されて、人々の緩やかな共属感覚を作っていくことになると思います。

文化には二つの面があります。一つはホモ・サピエンスとしての文化で、言語は人が人であるための最低の条件であり、これは直立二足歩行とかかわっています。それとは別に、地域によって多様な、それぞれ最終的には個人にまでいく文化があります。つまり人類学の場合は、多様性に注目しながら、しかしヒトの文化としての普遍性も研究するわけです。

多様性を研究する場合、異なる文化の価値観を尊重すべきだということを理論化したのが、ルース・ベネディクトなどが言い出した文化相対主義です。私は、文化相対主義には条件つき賛成、ほぼ反対です。というのは、文化相対主義は異なる文化を認め、尊重する。それを突き詰めていくと、異なる文化も、異なる個人も理解できないということになってしまいますが、現実にはそうではありません。ただ、文化相対主義が生まれた背景には、誤った自文化中心主義に対する反省があったことは確かです。

私がかねてから提唱しているのが、「文化の三角測量」です。人間というのは絶対に客観的ではありえないので、自分の主観を絶対化せず相対化する視点がどうしても必要になる。その場合に、自分の文化以外の二つの参照点から自分の視点を相対化する。自分の文化以外の参照点の一つは、現在グローバル化しつつある文化の元である西洋に属する文化に取り、そのほかにア

ジアやアフリカの、自分がそこに身を置いてものを考えられるくらいよく知っている文化を参照点として取って、相互に視点を変換しながら考えるということです。東西文化の比較のような、二つの対比でなく、参照点が三つあった方がその一つを対象化相対化しやすいからです。その際、それぞれの基層文化から考えるのです。



文化の世界化と特殊な価値尊重への問題提起

現在進んでいる世界化とは、まさにアメリカ中心の世界化です。国際的な資格としては同じ一国家ですが、あまりにも巨大になった一国家が及ぼしている現在の世界化は、かつての、レヴィ＝ストロース先生が挙げたゴシック美術の場合とはかなり違った性質のものであろうと思います。

私の持論ですが、グローバル対ローカルは、あくまで力関係であって、グローバルなものをユニバーサルと取り違えてはいけません。グローバル対ローカルと平行して考えるべきであるのは、ユニバーサル対パティキュラーです。力関係でローカルなものになってしまったパティキュラーな文化の価値を正当に認識していく、文化の三角測量といった方法で、文化の価値を測る立場を、主観をも相対化しながら考えていくことが大切ではないか。ユネスコで今度採択された条約は、いま急速に進行中の文化のグローバル化と、その中でローカルなものに追いやられた、個性あるパティキュラーな価値を尊重する方法について、重要な問題を提起したと思います。

(日仏文化講座講演「いまなぜ文化の多様性か?」(2005年12月16日、於:日仏会館、主催:日仏会館・日仏協会、共催:多言語社会研究会、後援:ACCU)の要約に加筆していただいた。)

かわだ じゅんぞう

人類学者。1934年東京生まれ。東大教養学科卒。東大教授、広島市立大教授などを経て、神奈川大学日本常民文化研究所客員研究員。「人類学的認識論のために」(2004、岩波書店)、「母の声、川の匂い」(2006、筑摩書房)、編著「ヒトの全体像を求めて」(2006、藤原書店)など。